



資料編

1 防災関係規程等

1 - 1 軽井沢町防災会議条例 (平成37年12月25日) (条例第7号)

改正	昭和48年3月23日 条例第14号	平成8年6月24日 条例第13号
	平成5年7月1日 条例第20号	平成15年3月24日 条例第2号
	平成7年10月1日 条例第27号	平成24年12月26日 条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、軽井沢町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 軽井沢町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 軽井沢警察署長
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び軽井沢消防署長
 - (7) 指定公共機関又は、指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が必要であると認めて任命する者
- 6 委員の定数は40人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(防災会議の委任による処理)

第5条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議でこれを報告しなければならない。

(会長の専決事項)

第6条 会長の専決事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 軽井沢町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2) 軽井沢町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 軽井沢町地域防災計画の関係行政機関等における組織改正に関する事項又は、内容の軽易な事項の修正に関すること。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月23日条例第14号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年10月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 軽井沢町防災会議委員

区 分	委 員 役 職	住 所	電 話 番 号
会長	軽井沢町長		
(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者	長野地方気象台次長	長野市箱清水1-8-18	
	東信森林管理署長	佐久市臼田1822	0267-82-2036
	小諸労働基準監督署長	小諸市三和1-4-7	0267-22-1760
	陸上自衛隊第13普通科連隊	松本市高宮西1-1	0263-26-2766
(2) 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者	佐久地域振興局長	佐久市跡部65-1	0267-63-3133
	佐久建設事務所長	佐久市臼田2015	0267-63-3170
	佐久保健福祉事務所長	佐久市跡部65-1	0267-63-3162
(3) 軽井沢警察署長	軽井沢警察署長	軽井沢町大字軽井沢1323-485	0267-42-0110
(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者	副町長		
	総合政策課長		
	総務課長		
	税務課長		
	保健福祉課長		
	住民課長		
	環境課長		
	観光経済課長		
	地域整備課長		
	上下水道課長		
	消防課長		
	会計課長		
	議会事務局長		
	病院事務長		
こども教育課長			
生涯学習課長			
(5) 教育長	教育長		
(6) 消防団長及び軽井沢消防署長	軽井沢町消防団長		
	消防署長	軽井沢町大字長倉1706-8	0267-45-0119
(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者	東日本旅客鉄道(株)軽井沢駅長	軽井沢町大字軽井沢1178	0267-42-0620
	しなの鉄道(株)軽井沢駅長	軽井沢町大字軽井沢1178	0267-42-6257
	東日本電信電話(株)長野支店長野災害対策室長	長野市新田町1137-5	026-225-4389
	中部電力(株)佐久営業所長	佐久市跡部167-1	0120-984-524
	軽井沢郵便局長	軽井沢町大字軽井沢767	0267-42-2240

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者	気象庁浅間山火山防災連絡事務所長	大字長倉1706-8	
	(地区自主防災会)		
	(地区自主防災会)		
	(地区自主防災会)		
(9) その他町長が必要であると認めて任命する者	(軽井沢町赤十字奉仕団)		
	(軽井沢町赤十字奉仕団)		

1 - 3 軽井沢町災害対策本部条例 (昭和37年12月25日) (条例第8号)

改正 平成8年6月24日 条例第12号 平成24年12月26日 条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、軽井沢町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年6月24日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 災害対策本部腕章及び標識

1 腕章

(本部長用)		cm
軽井沢町		1.5
		1.4
		1.4
		1.4
		1.4
		1.4
		1.4
本部長		1.5

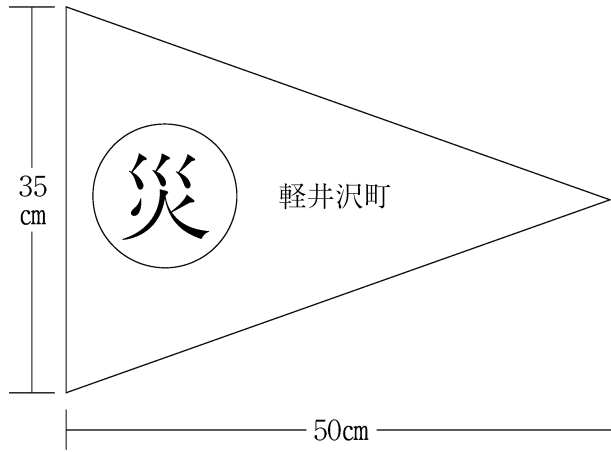
(副本部長用)		cm
軽井沢町		1.6
		1.4
		1.7
		0.6
		1.7
		1.4
副本部長		1.6

(部付用)		cm
軽井沢町		2.5
		1.5
		2.0
		1.5
本部付		2.5

(班長用)		cm
軽井沢町		4.0
		2.0
本部班長		4.0

(班員用)		cm
軽井沢町		10.0
本部班員		

2 標 識 (車両用)



(備 考)

⊗は赤色、軽井沢町は黒色、地は黄色とする。

1 - 5 災害救助基準

(令和元年10月23日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全流	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12歳未満）172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 相互応援協定等

2-1 長野県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣

しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

別 表（第3条関係）

地 域 区 分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

2-2 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市

町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・ 軽井沢町 ・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	<u>上伊那</u> 木曾
上伊那	<u>諏訪</u> 飯伊
飯伊	<u>上伊那</u> 木曾
木曾	<u>飯伊</u> 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

2-3 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付

するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

2-4 地震等災害時の相互応援に関する協定

国際特別都市建設連盟に加盟する市町間において、地震等による災害時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、国際特別都市建設連盟に加盟する都市（以下「加盟都市」という。）相互の友好の精神に基づき、地震若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、加盟都市間の相互応援に関する基本的な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 災害時における相互応援を確実かつ円滑に行うため、国際特別都市建設連盟規約第12条第1項に規定する事務局（以下「連盟事務局」という。）は、毎年1回、加盟都市の防災担当部署の連絡責任者、連絡先等を定めた名簿を作成し、加盟都市に配付する。

2 加盟都市の防災担当部署は、地域防災計画その他参考資料を相互に交換する等、日頃の情報交換に努めるものとする。

(応援体制)

第3条 加盟都市を次の表に定めるブロックに分ける。

ブロック名	構成市町
西日本ブロック	別府市、松江市、松山市
近畿ブロック	奈良市、芦屋市、鳥羽市
東日本ブロック	伊東市、熱海市、軽井沢町、日光市

2 ブロックに幹事都市及び副幹事都市を置き、ブロック構成都市の中から互選により定める。ただし、連盟事務局所在都市は、幹事都市を兼ねることはできないものとする。

3 加盟都市が災害等により被災した場合は、次に定めるところにより、応援の要請を行うものとする。

- (1) 連盟事務局所在都市
- (2) 連盟事務局所在都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの幹事都市
- (3) 連盟事務局所在都市及び被災市町が属するブロックの幹事都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの副幹事都市
- (4) 前3号の都市のいずれも被災した場合は、他のブロックの幹事都市

4 前項の規定により応援の要請を受けた連盟事務局所在都市又は幹事都市若しくは副幹事都市（以下「災害時事務局」という。）は、速やかに各ブロックの幹事都市と応援体制について協議をする。

(相互応援の内容)

第4条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあ

っせん

- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設等の提供及びあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の要請等)

第5条 応援の要請は、応援を必要とする加盟都市が次の事項を明らかにし、口頭で応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の応援の要請の有無にかかわらず、加盟都市において大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、他の加盟都市は自主的な状況の判断に基づき応援を開始することができるものとする。

3 前項の規定により応援を開始した加盟都市は、速やかに災害時事務局に報告するものとし、災害時事務局はその後の支援体制を各ブロックの幹事都市と協議するものとする。

(指揮)

第6条 第4条第4号の規定により派遣された職員は、応援要請市町長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、法令その他特別に定めのある場合を除き、原則として応援を受けた加盟都市の負担とする。ただし、応援を実施した加盟都市が費用負担を行うこととした場合においては、この限りでない。

(交流)

第8条 加盟都市は、この協定を実効性のあるものとするため、平常時から地域間交流に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、加盟都市が協議してこれを定めるものとする。

2 この協定書の内容に疑義が生じた場合も前項と同様とする。

附 則 (平成9年8月24日締結)

この協定は、平成9年8月24日から実施する。

附 則 (平成24年6月5日締結)

この協定は、平成24年6月5日から実施する。

附 則（平成29年10月19日締結）

この協定は、平成29年10月19日から実施する。

附 則（令和4年11月14日締結）

この協定は、令和4年11月14日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各市町長記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年10月19日

別府市 伊東市 熱海市 奈良市 松江市
芦屋市 松山市 日光市 鳥羽市 軽井沢町

2-5 災害時の医療救護についての協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と社団法人小諸北佐久医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は軽井沢町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療機材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の義務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の義務は、次のとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体の検案
- (6) その他必要な事項

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(第三者に対する損害補償)

第12条 医療救護活動中に第三者に及ぼした損害については、その補償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第13条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各号に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第16条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成10年4月1日から平成11年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間

満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

2-6 医療救護活動実施細目

平成10年3月26日付で締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（要請）

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護計画の承認）

第2条 甲は、乙から提出された医療救護計画を適当と認めるときは、速やかに承認するものとする。

（医療救護組織）

第3条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関よりなる。

2 医療救護班の構成は、医師1名、看護師2名を標準とし、必要がある場合は、保健師助産師を加えることができる。

（救護所設置の特例）

第4条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する救護所のほか、必要と認めるときは、甲が指定した収容医療機関に救護所を設置することができる。

2 前項の収容医療機関のほか、甲が必要と認めた場合は、その他の医療機関にも救護所を設置することができる。

（実施報告）

第5条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書（別記第1号様式）を甲に提出するものとする。

（医療救護班の費用、扶助費の請求）

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出するものとする。

(1) 医療救護班派遣に要する経費

実費弁償請求書（別記第2号様式）

医療救護班員名簿（別記第3号様式）

(2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等

請求書（別記第4号様式）

救助の種目別物資受払状況（別記第5号様式）

救護班活動状況（別記第6号様式）

病院診療所医療実施状況（別記第7号様式）

助産台帳（別記第8号様式）

(3) 医療救護班が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合

扶助金支給申請書（別記第9号様式）

（費用等の額）

第7条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、別表に定める額とする。

(救護所となった医療機関における費用弁償の請求)

第8条 第4条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第5条及び第6条に規定する書類を甲に提出するものとする。

(費用等の支払)

第9条 甲は、第6条及び第8条に定める費用弁償等について乙から請求を受理した場合はその受理した日から30日以内に支払うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

別表

日 当	医 師 保 健 師 助 産 師 看 護 師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
旅 費	医 師 保 健 師 助 産 師 看 護 師	軽井沢町職員の旅費に関する条例（昭和32年輕井沢町条例第40号） この場合において、医師、保健師、助産師及び看護師は行政職給料表の規定を適用する。
時 間 外 勤 務 手 当	医 師 保 健 師 助 産 師 看 護 師	軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年輕井沢町条例第21号）の例による。

(第1号様式)

医療救護活動実施報告書

軽井沢町分 平成 年 月 日

医療救護班名	医療救護班員 出 動 数	活 動 状 況
	医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
	医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
	医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
	医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時～ 月 日 時 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件

(第2号様式)

(医療救護班用)

実 費 弁 償 請 求 書

軽井沢町長 様

社団法人小諸北佐久医師会
会 長

平成 年 月 日付 第 号の公用令書により従事した実費を下記により弁償して
ください。

記

1 金 円也

実費弁償請求額

内 訳

日 当 金 円 日分 ただし、1日金 円

旅 費 金 円

2 実費弁償請求の事実

(備考) 「実費弁償請求の事実には」従事した業務、場所及び期間並びに出頭した日時及び場
所等を詳記すること。

(第3号様式)

医療救護班員名簿

小諸北佐久医師会

班名	職種	氏名	所属	住所

(第4号様式)

請 求 書

年 月 日

軽井沢町長 様

住所

氏名

印

災害時の医療救護活動に対する費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

金 円

(第5号様式)

救助の種目別物資受払状況

(軽井沢町)

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
医薬品衛生材料								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

(第7号様式)

病院診療所医療実施状況

(軽井沢町)

診療 機関名	患者 氏名	診療 期間 月 日	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額 円	備 考
				入院	通院	入 院 点	退 院 点		
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

(第8号様式)

助産台帳

(軽井沢町)

分べん者 氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
			月 日～ 月 日	円	
計					

(第9号様式)

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

軽井沢町長 様

住所

氏名

印

下記により、災害救助法に基づく扶助金を支給してください。

記

- 1 扶助金の種類及び申請額
- 2 扶助金申請の事実

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所、職業、氏名	
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所	
負傷、疾病又は死亡の原因	
傷病名、傷病の程度及び身体の状況	

- 3 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人との関係のあった主な親族の状況
(遺族扶助金及び葬祭扶助金を申請する場合にだけ記載すること。)

氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

2-7 災害時における郵便局と軽井沢町の協力に関する協定書

軽井沢町内の郵便局（以下「甲」という。）と軽井沢町（以下「乙」という。）は、軽井沢町に発生した地震その他災害時において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、軽井沢町内に災害が発生し、次の事項に必要性が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易生命保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（軽井沢町災害対策本部への参加）

第4条 乙は、軽井沢町災害対策本部への職員の派遣を甲に要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 甲は、乙等の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては軽井沢郵便局副局長、乙においては軽井沢町総務課長とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

2-8 災害時における放送要請に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と軽井沢エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請に関する手続について次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、軽井沢町内に災害が発生したとき、又は災害が発生する恐れがある場合に甲が、乙の放送設備を使用して災害の情報に関する放送を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、軽井沢町内において発生した災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害をいう。

（遵守）

第3条 甲及び乙は、互いに軽井沢町地域防災計画の趣旨を遵守し、人命の安全と社会的秩序の維持を図るため、住民に対し災害状況その他災害に関する情報を迅速かつ的確に周知するよう努めるものとする。

（放送の要請）

第4条 甲は、軽井沢町内に災害が発生したとき、又は災害が発生する恐れがあると判断したときは、当該災害の情報に関する放送（以下「災害放送」という。）を乙に要請することができる。

（要請の手続き）

第5条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（放送の実施）

第6条 災害放送は、甲から要請を受けた事項に関し、乙は放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し放送する。

（費用負担）

第7条 災害放送に関する費用は、乙の負担とする。

2 災害放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送ができなかった時の損害は乙の負担とする。

（連絡責任者）

第8条 災害放送の要請に関する事務の確実かつ円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙署名押印のうえ、各自一通を保有する。なおこの協定の施行は、平成13年8月1日から適用する。

平成13年5月14日

2-8の2 防災緊急割込み放送に関する協定書

この協定は、軽井沢町（以下「甲」という。）と軽井沢エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）が締結した災害時における放送要請に関する協定書（平成13年5月14日締結）第6条に規定する災害放送における防災緊急割込み放送（以下「割込み放送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（緊急割込み放送実施の原則）

第1条 乙は、甲との災害時における放送要請に関する協定書第5条の規定により、甲から要請があった場合に限り、割込み放送を実施することができる。

（緊急割込み放送実施の方法）

第2条 割込み放送は、次の各号のいずれかの方法により実施する。

- (1) 乙のスタッフが、割込み放送を行う。
- (2) 甲の職員が、乙のスタジオから割込み放送を行う。
- (3) 乙が、軽井沢町役場に中継放送機器を持込み割込み放送を行う。
- (4) 甲の職員が、乙の所有する割込み放送装置により割込み放送を行う。

（町が行う割込み放送装置の利用の手順）

第3条 前条第4号による割込み装置の利用は、次の手順を経て行うものとする。

- (1) 甲より、乙の放送責任者（放送局長）への防災緊急割込み装置の利用の要請
- (2) 乙の放送責任者（放送局長）から甲への防災緊急割込み装置の利用の承認
- (3) 防災緊急割込み装置の暗号キーの開示（開示の方法は別に定める。）
- (4) 定められた手順による割込み
- (5) 事後による実施報告書の提出

（連絡体制の確立）

第4条 甲及び乙は、割込み放送を迅速かつ適正に行うため、各々の組織に連絡体制を確立し、互いに告知するものとする。

（秘密の遵守）

第5条 甲及び乙は、電波ジャック等の放送割込みの悪用及び誤用を防ぎ割込み放送の適正な運用を確保するため、割込み放送用電話番号、暗号キー及び操作手順等の秘密事項の適切な漏洩防止を行うものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各自1通を保有する。

平成15年4月1日

北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
甲 軽井沢町

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1178番地1186
乙 軽井沢エフエム放送株式会社

別紙

防災緊急割込みシステムの概要と利用の手順

1. システムの概要

防災緊急割込みシステムは次の要素で構成されている。

- ①電話回線
- ②専用電話番号
- ③暗号キー（暗証番号）を持つ非常放送割込み装置
- ④定められた操作手順

2. 操作手順

- ①指定された番号に電話をかける。
- ②「ただ今外出しています」の不在メッセージが2回聞こえる。
- ③2回の不在メッセージが終わったら、
電話機より指定された暗号キー（暗証番号）を押し、#を押し。
(2回の不在メッセージ終了後30秒以内に暗号番号を押さないと自動的に電話は切れる)
- ④「はい制御コードを押しして下さい」の返事が聞こえる。
- ⑤制御コードを押し、#を押し。
- ⑥「はい1番つけました」と聞こえ、次に「ツー、ツー」と聞こえる。
- ⑦「ツー、ツー」が聞こえたら電話を使って放送が可能になる。
- ⑧放送内容が終わったら00#を押し。
- ⑨00#を受信すると電話は切れ緊急割込み装置の電源も切れる。

3. 暗証番号の取扱い（案）

- ①暗証番号は軽井沢エフエム放送により適宜変更を行う。
- ②新たに設定された暗証番号は封印された状態で軽井沢町に渡される。
- ③軽井沢町はこの暗証番号を封印された状態で保管する。
- ④軽井沢町が非常割込み装置による放送が必要となった場合、軽井沢町長は軽井沢エフエム放送の放送局長に連絡をして緊急割込み放送の承諾を求める。
- ⑤軽井沢エフエム放送の放送局長より開封承諾が得られた場合、軽井沢町は開封により暗号番号を取り出し利用する。
- ⑥暗証番号は原則として使用の度設定を変更する。

2-8の3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、軽井沢町内に、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として別表1のとおりとする。

2 前条の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の応急生活物資等の供給を行うものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲が乙に対する要請手続は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第8条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の

締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集、提供)

第11条 甲は災害時において、住民に対し応急生活物資の配付場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は災害時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して住民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第12条 乙は災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(ボランティア活動の推進)

第13条 乙は災害時の生活物資配付等のボランティア活動を組合員の協力を得て推進するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第14条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第15条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

(協定有効期間)

第16条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定書締結の日から1年間とする。

2 前条の協定期間満了の日1か月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成15年10月1日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1
軽井沢町

乙 長野市篠ノ井御幣川668
生活協同組合コープながの

2-9 長野県下水道事業における災害時応援に関するルール

(長野県下水道災害対策検討部会)

1 はじめに

下水道施設は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成した「長野県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）において、下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の確保に努める必要がある、と位置づけられており、震災・風水害・火山災害の各対策編の災害予防計画では、「災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要があり、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である。」と明記されている。

また、平成7年1月17日発生した兵庫県南部地震では、下水道施設において非常に大きな被害を受け、下水道施設の被害状況が徐々に明らかになるにつれ、積極的な支援がなされたにもかかわらず、下水道管理者間の支援のための態勢やルールがなかったために、被災直後においては必ずしも円滑な対応がなされたとはいえない。

このような反省の中で、国土交通省及び日本下水道協会では、今後の大規模な災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールについて、「下水道事業における災害時支援に関するルール」を平成8年1月にまとめ、既に全国各地域ブロック間及び13大都市間で下水道事業の災害時支援に関するルールが策定されている。

本県は、関東ブロック及び中部ブロックに属しており、関東地方知事会、中部圏知事会及び新潟県との災害応援基本協定のもとに、関東ブロックでは「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」（H9.7.31）、中部ブロックでは「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」（H12.11.1改正）を策定している。

本ルールは、地域防災計画等を受け、県内の下水道事業災害時の相互応援体制・相互応援方法（以下「下水道応援体制」という。）の基本的なルール（以下「ルール」という。）について定めるものである。また、下水道応援体制は、下水道施設の災害復旧に対する応援を目的とし、災害発生後の下水道施設にかかる被災状況調査から下水道施設の復旧に至るまでとする。

なお、災害対策基本法第67条の規定により、平成8年4月1日に県内の自治体間で「長野県市町村災害相互応援協定書」（以下「協定」という。）が締結されており、下水道応援体制は、協定及び協定実施細則に基づくものとする。

2 応援体制

- (1) 下水道応援体制として、長野県下水道事業災害応援本部（以下「下水道応援本部」という。）を県環境部生活排水課内に設置し、災害時における応援の指揮、総括を行う。

下水道応援本部長は、長野県地域防災計画に基づいて策定された長野県災害対策本部規定により生活排水班長の長野県環境部生活排水課長があたる。

- (2) 下水道応援体制は県・市町村・広域連合・一部事務組合（以下「市町村等」という。）で構成する（以下「構成員」という。）。また、市町村等が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別紙1に掲げるブロック毎に代表市町村（以下「代表市町村」という。）をおき、代表市町村の下水道担当部局内へブロック応援本部を設置する。

ブロック応援本部長は、代表市町村の下水道担当部局課長があたる。

- (3) 構成員がルールを相互に確認することにより、災害時における応援体制を確立する。
- (4) 構成員は、「1 はじめに」で記載した下水道応援体制の趣旨およびルールを市町村以外の関係団体に周知するとともに、応援体制を別途整備し、下水道応援本部を支援するものとする。
- (5) 構成員は、各市町村の防災担当部局等関係機関に対して、下水道事業における災害応援活動実施機関は、下水道応援本部であることを周知する。

3 応援本部の設置

(1) 下水道応援本部

ア 下水道応援本部は、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し、代表市町村より応援要請があった場合に設置する。

イ 下水道応援本部は、関東ブロック都縣市及び中部ブロック都縣市（以下「広域圏」という。）（各構成員は別紙2参照）内で、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他大規模災害が発生し広域圏の支援本部から応援要請があった場合に設置する。

(2) ブロック応援本部

ア ブロック応援本部は、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、下水道応援本部から要請があった場合及び、その他の大規模災害が発生し、構成員より応援要請があった場合に設置する。

イ 代表市町村が被災等により業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村等を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行する。

(3) 応援要請

ア 被災市町村等は、当該市町村内での復旧等対応の可否を検討し、各ブロック内の代表市町村へ応援要請を行う。

イ 代表市町村は、各ブロック内での復旧等対応の可否を検討し、下水道応援本部へ応援要請を行う。

ウ 下水道応援本部及びブロック応援本部は、応援を要請したブロック応援本部、及び広域圏の支援本部からの解散要請があった場合に解散する。

4 応援活動

下水道応援本部

- (1) 下水道応援本部長は、別紙3の連絡系統に従って代表市町村と連絡調整を図り、下水道応援本部の指揮をとる。
- (2) 下水道応援本部の業務は以下のとおりとする。
 - ア 情報収集・整理、広報、視察者・マスコミ等の対応
 - イ 応急対策、調査（1次等）、本格復旧、設計、査定等の応援計画の作成
 - ウ 応援部隊の編成及び応援要請
 - エ 応援資機材等の確保、提供
 - オ 必要に応じ下水道災害応援作業の前線基地（応援部隊等の受入場所）の設置
 - カ 県内での対応が困難な場合、広域圏への応援要請
 - キ 災害査定関係諸調書等作成について指導
 - ク その他応援に必要な事項

ブロック応援本部

- (1) ブロック応援本部長は、下水道応援本部と連絡調整するとともに、各ブロック内の連絡系統に従って各ブロック構成員と連絡調整を図り、ブロック応援本部の指揮をとる。
- (2) ブロック応援本部（被災ブロック）の業務は以下のとおりとする。
 - ア 被災市町村の情報収集・整理、広報、視察者・マスコミ等の対応
 - イ 応援部隊の編成、各構成員への要請
 - ウ 応援資機材等の確保、各構成員への要請
 - エ 応援資器材等の収集、運搬
 - オ ブロック内での対応が困難な場合、下水道応援本部への応援要請
 - カ 必要に応じ下水道災害応援作業の前線基地（応援部隊等の受入場所）の設置、受入
 - キ 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報連絡
 - ク その他応援に必要な事項
- (3) ブロック応援本部（上記(2)以外のブロック）の業務は以下とする。
 - ア 情報収集・整理
 - イ 応援部隊の編成、各構成員への要請
 - ウ 応援資機材等の確保、各構成員への要請
 - エ 応援資器材等の収集、運搬
 - オ その他応援に必要な事項
- (4) 応援部隊及び応援資機材等は、原則として各ブロック単位で現地受け入れ先まで輸送・派遣する。

5 経費の負担

経費の負担については、協定による。

6 下水道応援体制の維持

- (1) 下水道応援体制を維持するための機関は、下水道災害対策検討部会とする。部会設置に関する要綱については、「下水道災害対策検討部会設置要項」を参照。
- (2) 下水道応援本部長は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿を作成する。また、応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を毎年度8月1日、2月1日現在状況として取りまとめ、構成員に配布する。
- (3) 下水道応援本部長は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

7 その他

- (1) 災害時応援の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をする。
- (2) 下水道類似施設（農業集落排水等）所管部局課から、資機材等の応援要請があった場合は、可能な範囲で応援する。
- (3) このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、下水道応援本部長が下水道災害対策検討部会と協議して決めるものとする。

（付 則）

- (1) このルールは、平成16年2月1日から施行する。
- (2) このルールの成立は、下水道事業実施全市町村・広域連合・一部事務組合下水道主管部課長の同意書をもって証する。

別紙 1

ブロック割り、ブロック別代表市町村及び各ブロック構成市町村

ブロック名		代表市町村 (建設事務所)	構 成 市 町 村 等	
			公 共 下 水 道 実 施 市 町 村 等	
佐久	南佐久	佐久市	川上村・南牧村・南佐久環境衛生組合	佐久穂町・小海町・ <u>(南相木村)</u> ・ <u>(北相木村)</u>
	北佐久	小諸市	軽井沢町・御代田町・立科町・川西保健衛生施設組合、公社(小諸)	
上小		上田市	東御市・長和町・青木村	
諏訪		岡谷市	諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村・白樺湖下水道組合	
上伊那		伊那市	駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村、公社(伊那)	
飯伊		飯田市	松川町・高森町・阿智村・天龍村・喬木村・豊丘村	<u>阿南町</u> ・ <u>平谷村</u> ・ <u>根羽村</u> ・ <u>(下條村)</u> ・ <u>売木村</u> ・ <u>(泰皇村)</u> ・ <u>(大鹿村)</u>
木曾		木祖村	上松町・南木曾町・木曾町・大桑村・木曾広域連合、公社(伊那)	<u>王滝村</u>
松本		松本市	塩尻市・安曇野市・麻績村・山形村・朝日村	<u>筑北村</u> ・ <u>生坂村</u>
大北		大町市	池田町・松川村・白馬村・小谷村	
長野		長野市	須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・小川村・飯綱町、信濃町、公社(本社)	
北信		中野市	飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村	<u>栄村</u>
流域	諏訪湖		南信管理事務所(公社)	
	犀川安曇野		中信管理事務所(公社)	
	千曲川		上流・下流管理事務(公社)	

※太枠内は本ルール対象市町村等

※下線の町村は集合処理の内、公共下水道を実施していない。町村括弧書き下線の村は浄化槽(合併処理浄化槽)のみ実施

※太枠内は、本ルール対象市

別紙2

「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成都県市・団体

【関東ブロック構成都県】

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

※「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」による構成都県

○災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱の構成団体

都 県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
市	千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、川口市、八王子市、横須賀市
その他	日本下水道事業団、(社)日本下水道協会、(社)日本下水道施設業協会、(公益社団法人)日本下水道管路管理業協会、(社)日本下水道処理施設管理業協会、東京都管工事工業協同組合、三多摩管工事共同組合、(社)全国上下水道コンサルタント協会

【中部ブロック構成県市】

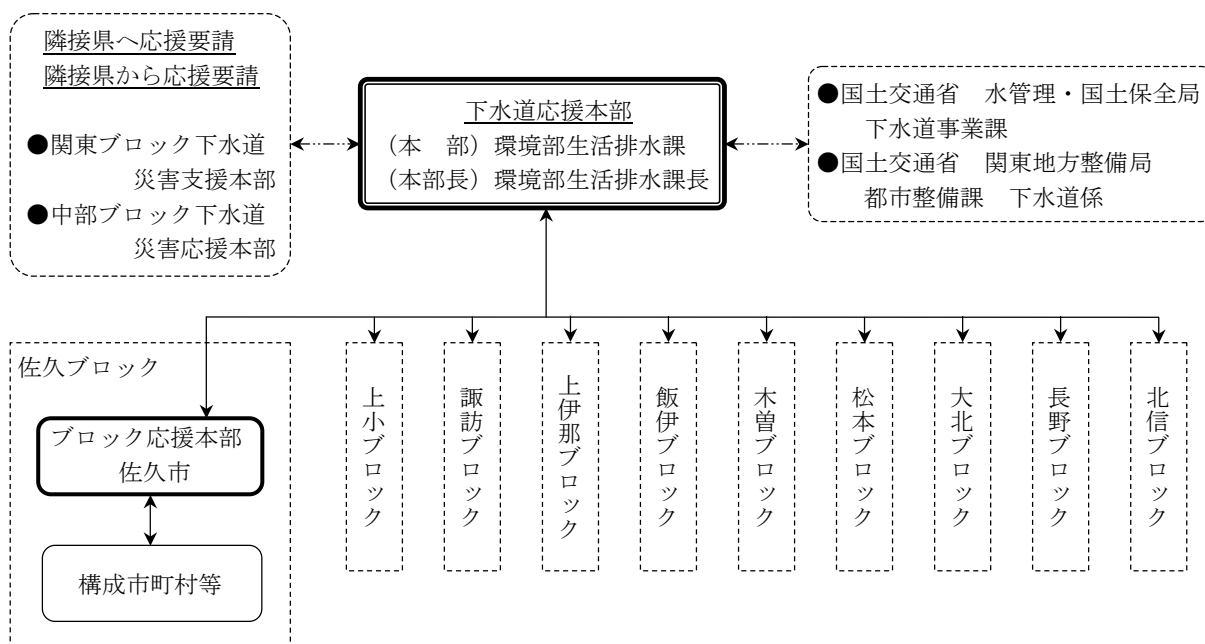
新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、名古屋市、静岡市

※「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成県市

○中部ブロック連絡会議運営要領の構成団体

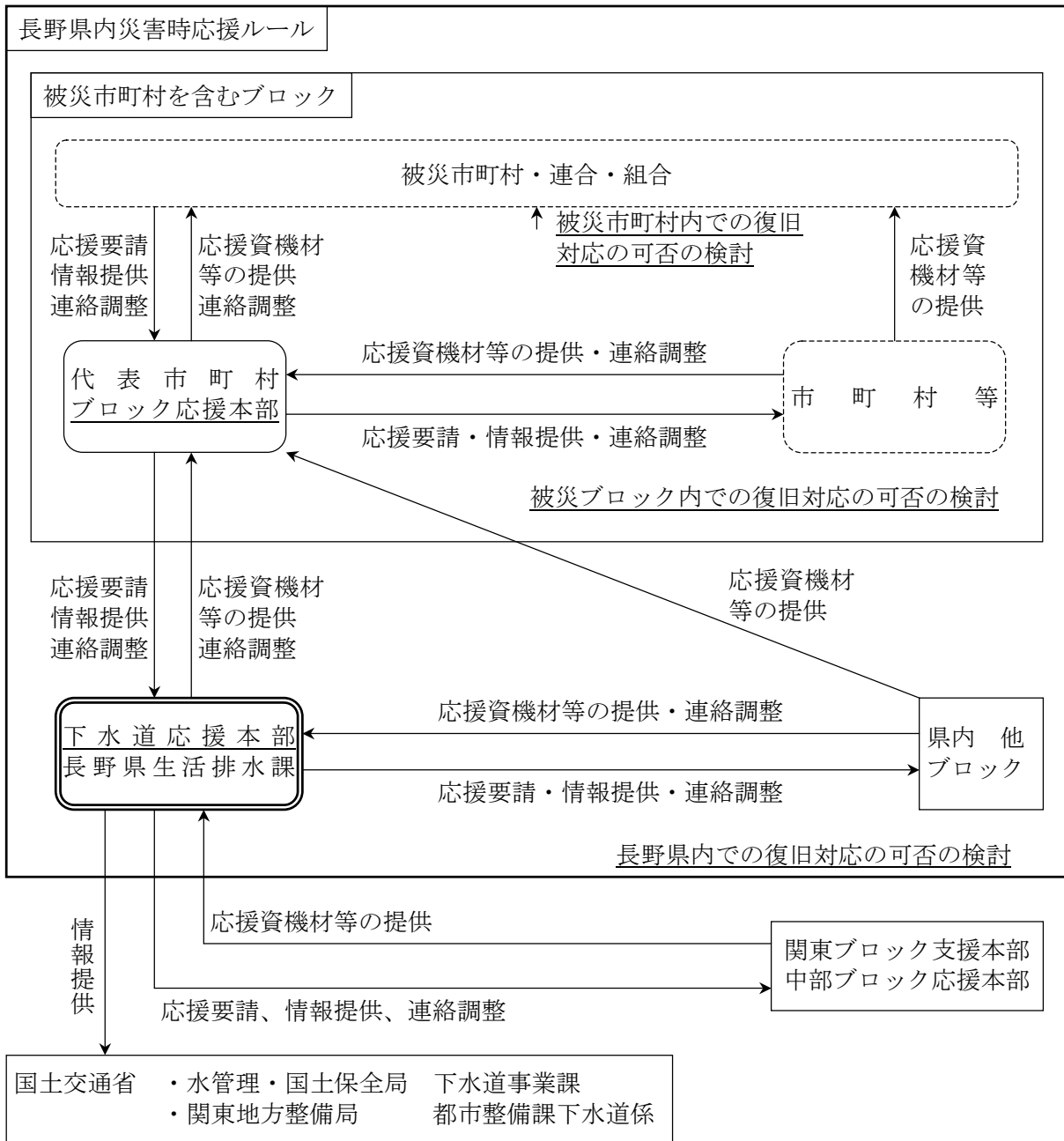
県 市	愛知県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、名古屋市、新潟市、静岡市、浜松市
代表市	長岡市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、沼津市、豊橋市、四日市市、彦根市
その他	日本下水道事業団、(社)日本下水道協会、(社)全国上下水道コンサルタント協会、(社)日本下水道施設業協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、(社)日本下水道処理施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会

別紙3 「長野県下水道事業における災害時応援に関するルール 連絡系統」の概略図

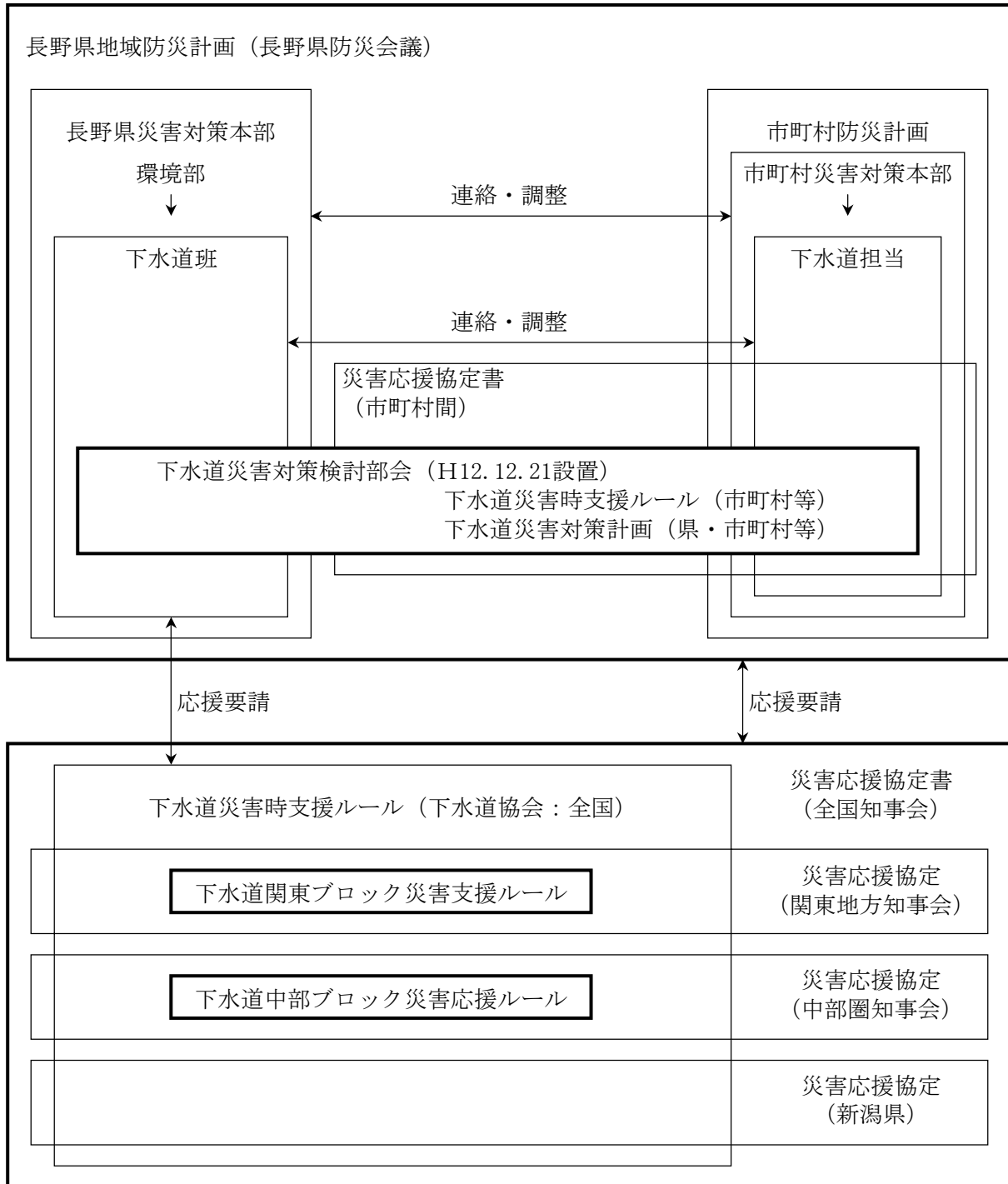


別紙4 (参考)

〔長野県下水道事業災害時応援に関する広域応援体制 フロー図〕



別紙5 (参考) [長野県防災関係各協定相関図 下水道関係]



2-10 災害時における応急措置に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）軽井沢町建設業協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に同法第65条第1項の規定により実施される応急措置に係わる工事等の施工に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、軽井沢町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙の協力を得て行う災害による応急措置（以下「応急措置」という。）を迅速かつ的確に対応するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対して、応急措置の協力の要請をするものとする。

2 甲は、乙に対し応急措置の協力を要請する場合は、災害時応急措置協力要請書（第1号様式）により乙に対して業務内容、日時及び場所その他必要な事項を明らかにして、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供の協力要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の連絡手段により要請し、事後災害時応急措置協力要請書をもって処理する。

3 乙は、前項の規定による甲からの応急措置の協力要請に対し、可能な限り、建設資機材等の提供について甲に協力するものとする。

（協定の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の支持を受け要請に従って応急措置に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力要請事項に基づいて応急措置を実施するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置を円滑にするため、乙は、組織体制及び連絡体制を事前に定めておかなければならない。

2 応急措置の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ甲の協力要請により災害時に対応できる、乙の会員間の連絡態勢について、毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、その活動状況について災害時応急措置協力要請報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による応急措置の完了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の積算単価は、災害等発生時における実勢単価とする。
(損害補償等)

第7条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条第1項の規定により災害応急工事に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を、軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年輕井沢町条例第26号）の例に準じて、補償しなければならない。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

3 乙の応急措置活動により生じた建設機械の損傷に係る負担について、甲乙協議のうえ定めるものとする。
(第三者に対する損害補償)

第8条 応急措置中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
(費用等の請求)

第9条 乙は、第6条に規定する経費及び第7条に規定する損害賠償等（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。
(支払い)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。
(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。
(協定期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月29日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1532-12
軽井沢町建設業協会

2-11 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と、軽井沢町長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、軽井沢町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 軽井沢町内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- (2) 軽井沢町災害対策本部が設置された場合
- (3) その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関すること
- (3) その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年6月15日

- 甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎 2号館
国土交通省
関東地方整備局

- 乙) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
国土交通省
北陸地方整備局

- 丙) 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1
軽井沢町

2-12 災害時における災害関連物資の供給協力に関する協定

軽井沢町（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時において、生活必需品等必要となる物資（以下「災害関連物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、住民生活の安定や被災地支援を図るため、災害関連物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が災害関連物資を必要とする時は、乙に対し災害関連物資の供給について、協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に災害時の応急対策に必要な災害関連物資は、要請時点で、乙が調達し供給が可能な物資とする。

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する災害関連物資の供給に関する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、災害関連物資の優先供給及び運搬に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により災害関連物資の供給を実施したときは、別に定める「物資供給報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

（災害関連物資の運搬）

第6条 災害関連物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により災害関連物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した災害関連物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 甲は、前2項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、法令等の定める期限内に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年4月4日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町

乙 群馬県高崎市高関町380
株式会社カインズ

2-13 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と有限会社軽井沢衛生企業（以下「乙」という。）及び長野県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）とは、災害時において必要となる仮設トイレ及びその付属品（以下「仮設トイレ」という。）の設置に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、軽井沢町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、同法第65条第1項の規定により実施される応急措置に係る仮設トイレの供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対して、応急措置の協力の要請をするものとする。

2 甲は、乙に対し応急措置の協力を要請する場合は、仮設トイレ等供給協力に関する要請書（別記第1号様式）により乙に対して業務内容、日時及び場所その他必要な事項を明らかにして、仮設トイレの設置について協力要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の連絡手段により要請し、事後災害時応急措置協力要請書をもって処理する。

3 乙は、前項の規定による甲からの応急措置の協力要請に対し、可能な限り、仮設トイレの提供について甲に協力するものとする。

4 甲が必要とする仮設トイレの需要に乙のみで対応できない場合は、乙は、丙に応援の協力を要請するものとする。

5 甲は、乙又は丙が前項の規定により仮設トイレを運搬する車両を優先的車両として通行できるように配慮するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、同条第2項の要請書に記載された指示事項に従い、速やかに業務を実施するものとする。

（報告及び請求）

第4条 乙は、甲から要請を受けた業務をすべて完了したときは、仮設トイレ等供給協力に関する実施報告書（別記第2号様式）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、第1項の報告書を提出するときは、業務に要した費用について甲が別に定める方法により併せて請求しなければならない。

（費用の決定）

第5条 乙が業務の実施に要した費用（仮設トイレの運搬、設置及び撤去に要した費用を含む。）については、災害の発生直前における乙の標準的なレンタル料金を基準として甲乙協議の上決定するものとする。なお、汲み取りに要する費用については、実容量に応じて別途支払うものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、第4条第2項の規定による請求がなされたときは、当該請求の内容を確認の上、乙に対し、当該請求のあった日から30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(損害補償等)

第7条 災害基本対策法（昭和36年法律第223号）第65条第1項の規定により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を、軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年輕井沢町条例第26号）の例に準じて、補償しなければならない。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙又は丙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第8条 乙又は丙が応急措置中に第三者に対して及ぼした損害については、甲の直接の指示に基づく損害については、甲が負担するものとし、それ以外の損害については、その賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲、乙又は丙協議のうえ定めるものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙及び丙は、この協定の成立に係る連絡責任者や仮設トイレ保有台数等協定の運用に必要な情報交換を行うものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月22日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉957番地29
有限会社 軽井沢衛生企業

丙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉957番地29
長野県環境整備事業協同組合

2-14 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と有限会社軽井沢衛生企業（以下「乙」という。）及び長野県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）とは、災害時等におけるし尿等の収集運搬に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、軽井沢町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、同法第65条第1項の規定により実施される応急措置に係るし尿等の収集運搬協力に関する事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「し尿等」とは、災害時において処理する必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥、下水道管路汚水その他の汚水であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上協力を要請する必要があるものと判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、防災計画に基づき応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対して、応急措置の協力を要請する。

2 甲は、乙に対し応急措置の協力を要請する場合は、災害時応急措置協力要請書（別記第1号様式）により乙に対して業務内容、日時及び場所その他必要な事項を明らかにして、し尿等の収集運搬について協力要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の連絡手段により要請し、事後災害時応急措置協力要請書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの応急措置の協力要請に対し、し尿等の収集運搬について甲に協力するものとする。

4 甲が必要とするし尿等の収集運搬を乙のみで対応できない場合は、乙は、丙に応援の協力を要請するものとする。

5 甲は、乙又は丙が前項の規定によりし尿等の収集運搬する車両を優先的車両として通行できるように配慮するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、同条第2項の要請書に記載された指示事項に従い、速やかに業務を実施するものとする。

（報告及び請求）

第5条 乙は、甲から要請を受けた業務をすべて完了したときは、災害時における協力要請報告書（別記第2号様式）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、第1項の報告書を提出するときは、業務に要した費用について甲が別に定める方法により併せて請求しなければならない。

（費用の決定）

第6条 乙が業務の実施に要した費用については、災害の発生直前における乙の通常の価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、第5条第2項の規定による請求がなされたときは、当該請求の内容を確認の上、乙に対し、当該請求のあった日から30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(損害補償等)

第8条 災害基本対策法（昭和36年法律第223号）第65条第1項の規定により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を、軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年輕井沢町条例第26号）の例に準じて、補償しなければならない。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙又は丙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第9条 乙及び丙は、甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は署名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月22日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉957番地29
有限会社 軽井沢衛生企業

丙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉957番地29
長野県環境整備事業協同組合

2-15 災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定

軽井沢町（以下「甲」という。）と株式会社ツルヤ（以下「乙」という。）とは、災害時において、食料品を中心とした必要となる物資（以下「災害関連物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、住民生活の早期安定や被災者支援を図るため、災害関連物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が災害関連物資を必要とするときは、乙に対し災害関連物資の供給について、協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に災害時の応急対策に必要な災害関連物資は、要請時点で乙が調達し、供給が可能な物資とする。

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する災害関連物資の供給に関する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制等について、常に点検及び改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、災害関連物資の優先供給及び運搬に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により災害関連物資の供給を実施したときは、別に定める「物資供給報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

（災害関連物資の運搬）

第6条 災害関連物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において乙は、必要に応じ甲に対して燃料補給体制など災害関連物資の運搬が円滑に実施できるよう協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により災害関連物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した災害関連物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 甲は、前2項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、法令等の定める期限内に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年12月10日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町

乙 長野県小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社ツルヤ

2-16 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合佐久支部（以下「乙」という。）並びに長野県石油商業組合（以下「丙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料の優先的かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時等において、応急措置を実施する必要がある場合は、次の各号に掲げる事項について、乙の会員が運営する給油所（以下「給油等施設」という。）に協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供
- (3) 乙が取り扱う物資（前2号に規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員
- (4) 帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての給油等施設の提供並びに水道水及びトイレの提供
- (5) 給油等施設における帰宅困難者等に対する報道機関による災害情報及び近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 給油等施設における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 甲は、乙に対し応急措置の協力を要請する場合は、石油類燃料の供給等要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭その他の連絡手段により要請し、事後に要請書をもって処理する。

3 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、第1項第4号から第6号に掲げる事項については、災害時における好意から給油等施設の独自の判断により実施することについては、妨げないこととする。

4 甲が必要とする石油類の需要に給油等施設のみで対応できない場合は、乙は、丙に応援の協力を要請するものとする。

（報告手続）

第2条 乙は、前条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には、救援実施報告書（別記第2号様式）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第3条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙が供給した石油類燃料油等の対価及び運搬の費用（以下「費用」という。）については、特別な場合を除き甲が負担するものとする。この場合における費用については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲

と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払)

第4条 甲は、費用の請求があったときは、その内容を確認し、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(事故等)

第5条 乙は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第6条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第7条 甲と乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿など必要な情報交換を行うものとし、変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、平常時から防災知識の普及啓発や災害対策に関する協議を行うなど、この協定が円滑に実施されるよう協力していくこととする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月18日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町

乙 長野県小諸市大手2-1-14
長野県石油商業組合佐久支部

丙 長野県長野市北条町25番地1
長野県石油商業組合

2-17 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8
長野県市長会長

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8
長野県町村会長

2-18 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）及び長野LP協会佐久支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が必要とするLPガスの供給及び保安に関する業務（以下「応急措置」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時等において、応急措置を実施する必要がある場合は、次の各号に掲げる事項について、乙の会員が運営する事業所（以下「応援事業所」という。）に協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設へのLPガスの優先提供
- (2) 乙が取り扱う物資（前号に規定するLPガスを除く。）の供給、LPガス供給設備工事（機器の設置を含む。）及び保安のための要員の動員
- (3) 乙が法令等に基づき実施すべき緊急点検、修繕及び危険回避対策

2 甲は、乙に対し応急措置の協力を要請する場合は、LPガスの供給等要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭その他の連絡手段により要請し、事後に要請書をもって処理する。

3 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。

4 甲が必要とする応急措置の内容に応援事業所のみで対応できない場合は、乙は、丙に応援の協力を要請するものとする。

（報告手続）

第2条 乙は、前条第1項各号に掲げる協力を行った場合には、救援実施報告書（別記第2号様式）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第3条 第1条第1項各号に掲げる規定により乙が供給したLPガス等の対価及び運搬の費用（以下「費用」という。）については、特別な場合を除き甲が負担するものとする。この場合における費用については、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第4条 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、その内容を確認し、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

（事故等）

第5条 乙は、応急措置の実施について、やむを得ぬ事由が発生し業務を中断したときは、甲に

対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害補償等)

第6条 災害対策基本法第65条第1項の規定により応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となったときは、甲は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を、軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年輕井沢町条例第26号）の例に準じて、補償しなければならない。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙又は丙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第7条 乙又は丙が応急措置中に第三者に対して及ぼした損害のうち、甲の直接の指示に基づく損害については、甲が負担するものとし、それ以外の損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲、乙又は丙協議のうえ定めるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿など必要な情報交換を行うものとし、その内容に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、平常時から防災知識の普及啓発や災害対策に関する協議を行うなど、この協定が円滑に実施されるよう協力していくこととする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成25年11月22日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙 長野県佐久市跡部65-1
長野LP協会佐久支部
支部長

丙 長野県長野市中御所1-16-13
一般社団法人長野県LPガス協会
会長

2-19 災害時における復旧作業等協力に関する協定書

信濃町及び軽井沢町（以下「協力自治体」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、復旧作業等の実施に際し独自では十分に対応できない場合の協力に関して、「長野県市町村災害時相互応援協定」に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 協力自治体のいずれかの災害時等において、保有又は調達可能な資機材及び技術者を活用しても、復旧作業等ができない場合、次に掲げる協力を被災を免れた協力自治体に要請することができるものとする。

- (1) 生活路線及び公共施設等の応急的な復旧作業
- (2) 救援活動を実施する際に支障となる障害物の撤去作業
- (3) 緊急を要する建設資機材の調達及び技術者の派遣
- (4) その他、応急対策上被災自治体が必要とする業務

2 被災自治体が応急措置の協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした復旧作業等実施要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭その他の連絡手段により要請し、事後に要請書をもって処理する。

- (1) 協力を必要とする期間及び場所
- (2) 災害の状況及び要請内容
- (3) 指示事項その他必要な事項

3 応援自治体は、前項の規定により被災自治体側から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。

（協力のため派遣された者の指揮）

第2条 応援自治体より派遣された職員又は技術者は、被災自治体の町長の指揮のもとに活動するものとする。

（報告手続）

第3条 応援自治体は、前条第1項各号に掲げる協力を行った場合には、次に掲げる事項を明らかにした復旧作業等実施報告書（別記第2号様式）を作成し、被災自治体に提出するものとする。

- (1) 作業実施期間、場所及び人員
- (2) 復旧作業等実施した内容
- (3) 使用した資機材等の種類及び数量
- (4) その他復旧作業等を実施した事項で必要な事項

（経費の負担）

第4条 第1条第2項の規定により被災自治体の要請に基づき応援自治体を実施した復旧作業等に要した経費は、被災自治体の負担とする。なお、経費の算出にあたっては、前条に規定する

報告書の内容及び実勢価格を考慮して被災自治体が積算し、応援自治体と協議のうえ決定するものとする。

(経費の支払)

第5条 被災自治体は、前条に規定する経費の請求があったときは、その内容を確認し、請求書を受領した日から起算して、原則として30日以内に応援自治体の指定する支払先に支払わなければならない。

(業務の中断等)

第6条 応援自治体は、応急措置の実施について、やむを得ぬ事由が発生し業務を中断したときは、被災自治体に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害補償等)

第7条 応援自治体の職員又は技術者が負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援自治体の負担とする。

(第三者に対する損害補償)

第8条 応援自治体の職員又は技術者が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応急措置行事中に生じたものについては被災自治体が、また、被災自治体への往復途中に生じたものについては、応援自治体が賠償に応じるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 この協定を円滑に推進するためにそれぞれの事務担当者名簿など必要な情報交換を行うものとし、その内容に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

2 協力自治体は、平常時から防災知識の普及啓発や災害対策に関する意見交換を行うなど、この協定が円滑に実施されるよう協力していくこととする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、協力自治体のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月27日

甲 長野県上水内郡信濃町大字柏原428番地2

信濃町長

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

軽井沢町長

2-20 災害時における支援活動の協力に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と一般社団法人軽井沢青年会議所（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者に対する総合的な支援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時等において、乙の持つ組織力、機動力、全国に広がる会員ネットワーク、各種団体との協力関係及び個人が持つ専門的技術等の人的資源を有効的に活用するとともに、所属会員、会員の所属する事業所等の支援を得て、災害応急対策を実施するため、次に掲げる協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害応急対策実施時における人員の応援
- (2) 会員の所属する事業所等からの支援物資の調達活動及び受付
- (3) 全国青年会議所への支援要請窓口とその対応
- (4) 避難行動要支援者に対する各種支援の協力

2 甲は、乙に対し災害応急対策の協力を要請する場合は、支援活動等協力要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭その他の連絡手段により要請し、事後に要請書をもって処理する。

3 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。

（報告手続）

第2条 乙は、前条第1項各号に掲げる協力をを行った場合には、支援活動等実施報告書（別記第2号様式）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第3条 第1条第1項第2号の規定により甲の要請に基づき乙が調達した支援物資の対価及び運搬の費用（以下「費用」という。）は、特別な場合を除き甲が負担するものとする。この場合における費用については、災害時等直前の通常価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第4条 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、その内容を確認し、請求書を受領した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

（事故等）

第5条 乙は、災害応急対策の実施について、やむを得ない事由が発生し業務を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害補償等）

第6条 災害対策基本法第65条第1項の規定により災害応急対策の業務に従事したことにより死

亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は災害応急対策の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となったときは、甲は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を、軽井沢町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年輕井沢町条例第26号)の例に準じて、補償しなければならない。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第7条 乙が災害応急対策実施中に第三者に対して及ぼした損害のうち、甲の直接の指示に基づく損害については、甲が負担するものとし、それ以外の損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲及び乙とが協議のうえ定めるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿等の必要な情報交換を行うものとし、その内容に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から防災知識の普及啓発や災害対策に関する協議を行う等、この協定が円滑に実施されるよう協力していくこととする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成26年11月27日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢9-3
一般社団法人 軽井沢青年会議所
理事長

2-21 災害時における復旧作業等協力に関する協定書

飯山市及び軽井沢町（以下「協力自治体」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、復旧作業等の実施に際し独自では十分に対応できない場合の協力に関して、「長野県市町村災害時相互応援協定」に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 協力自治体のいずれかの災害時等において、保有又は調達可能な資機材及び技術者を活用しても、復旧作業等ができない場合、次に掲げる協力を被災を免れた協力自治体に要請することができるものとする。

- (1) 生活路線及び公共施設等の応急的な復旧作業
- (2) 救援活動を実施する際に支障となる障害物の撤去作業
- (3) 緊急を要する建設資機材の調達及び技術者の派遣
- (4) その他、応急対策上被災自治体が必要とする業務

2 被災自治体が応急措置の協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした復旧作業等実施要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭その他の連絡手段により要請し、事後に要請書をもって処理する。

- (1) 協力を必要とする期間及び場所
- (2) 災害の状況及び要請内容
- (3) 指示事項その他必要な事項

3 応援自治体は、前項の規定により被災自治体側から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。

（協力のため派遣された者の指揮）

第2条 応援自治体より派遣された職員又は技術者は、被災自治体の町長の指揮のもとに活動するものとする。

（報告手続）

第3条 応援自治体は、前条第1項各号に掲げる協力を行った場合には、次に掲げる事項を明らかにした復旧作業等実施報告書（別記第2号様式）を作成し、被災自治体に提出するものとする。

- (1) 作業実施期間、場所及び人員
- (2) 復旧作業等実施した内容
- (3) 使用した資機材等の種類及び数量
- (4) その他復旧作業等を実施した事項で必要な事項

（経費の負担）

第4条 第1条第2項の規定により被災自治体の要請に基づき応援自治体を実施した復旧作業等に要した経費は、被災自治体の負担とする。なお、経費の算出にあたっては、前条に規定する

報告書の内容及び実勢価格を考慮して被災自治体が積算し、応援自治体と協議のうえ決定するものとする。

(経費の支払)

第5条 被災自治体は、前条に規定する経費の請求があったときは、その内容を確認し、請求書を受領した日から起算して、原則として30日以内に応援自治体の指定する支払先に支払わなければならない。

(業務の中断等)

第6条 応援自治体は、応急措置の実施について、やむを得ぬ事由が発生し業務を中断したときは、被災自治体に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害補償等)

第7条 応援自治体の職員又は技術者が負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援自治体の負担とする。

(第三者に対する損害補償)

第8条 応援自治体の職員又は技術者が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応急措置行事中に生じたものについては被災自治体が、また、被災自治体への往復途中に生じたものについては、応援自治体が賠償に応じるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 この協定を円滑に推進するためにそれぞれの事務担当者名簿など必要な情報交換を行うものとし、その内容に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

2 協力自治体は、災害時においてこの協定を効果的に機能させるため、平時より積極的な交流を推進し、相互理解を図るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、協力自治体のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成26年12月24日

甲 長野県飯山市大字飯山1110番地1号

飯山市長

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

軽井沢町長

2-22 災害時における復旧工事のための調査、測量及び設計業務に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県測量設計業協会東信支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における復旧工事のための調査、測量及び設計業務（以下「復旧業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、軽井沢町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙の協力を得て行う復旧業務を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき復旧業務を実施する必要がある場合は、乙に対し次の事項の協力を要請できるものとする。

- (1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務
- (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務

2 甲は、乙に対し復旧業務の協力を要請する場合は、災害時復旧業務協力要請書（様式第1号）により協力要請するものとする。

（協定の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲に対し速やかに協力するものとする。

2 乙は、協会員に対し復旧業務への協力体制の確立を図るものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく復旧業務に要した経費は、甲乙協議のうえ甲が負担するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定により復旧業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 復旧業務の実施期間及び場所
- (2) 復旧業務の内容
- (3) 復旧業務に従事した所属会員名
- (4) その他必要な事項

（損害補償等）

第6条 第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、乙の責任において実施するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、第4条に規定する経費を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払い)

第8条 甲は、前条の規定により費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月23日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙 長野県上田市住吉104番地1
一般社団法人長野県測量設計業協会東信支部
支部長

2-23 災害時における水道施設等の応急措置に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と軽井沢水道協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生活環境を保つため応急復旧が必要な上水道施設等の応急復旧工事（以下「応急措置」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、軽井沢町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙の協力を得て行う災害による応急措置を迅速かつ的確に対応するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき応急措置を実施する必要がある場合は、乙に対して、応急措置の協力の要請をするものとする。

2 甲は、乙に対し応急措置の協力を要請する場合は、災害時応急措置協力要請書（様式第1号）により乙に対して業務内容、日時及び場所その他必要な事項を明らかにして、水道資機材、労力等（以下「水道資機材等」という。）の提供の協力要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の連絡手段により要請し、事後に災害時応急措置協力要請書をもって処理する。

3 乙は、前項の規定による甲からの応急措置の協力要請に対し、可能な限り、水道資機材等の提供について甲に協力するものとする。

4 甲は、乙が前項の規定により、応急措置をする場合には、使用する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（協定の実施）

第3条 乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受けその要請に従って応急措置に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは、乙が自ら協力要請事項に基づいて応急措置を実施するものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置を円滑にするため、乙は、組織体制及び連絡体制を事前に定めておかなければならない。

2 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は、あらかじめ甲の協力要請により災害時に対応できる水道資機材等の状況、乙の会員間の連絡態勢について、毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、その活動状況について災害時応急措置協力要請報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による応急措置の完了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の積算単価は、災害の発生直前における乙の通常の価格を基準とする。

(損害補償等)

第7条 災害基本対策法第65条第1項の規定により災害応急工事に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を、軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年輕井沢町条例第26号）の例に準じて、補償しなければならない。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りではない。

2 乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

3 乙の応急措置活動により生じた建設機械及び水道設備工事機械の損傷に係る負担について、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(第三者に対する損害補償)

第8条 乙が応急措置中に第三者に対して及ぼした損害については、甲の直接の指示に基づく損害については、甲が負担するものとし、それ以外の損害については、その賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第6条に規定する経費及び第7条に規定する損害賠償等（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払い)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年 4月27日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地 1
軽井沢町長

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉957番地 2
軽井沢水道協会
会 長

2-24 災害時相互応援協定書

安中市（以下「甲」という。）及び軽井沢町（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時における相互応援について、法第8条第2項第12号の規定に基づき、次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第1条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該区域において災害が発生した市・町（以下「被災市・町」という。）が行う災害応急対策に対し、もう一方の市・町が応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市・町（以下「応援市・町」という。）の長の判断に基づき過剰な負担であると認められない範囲において実施するものとする。

（応援の内容）

第2条 前条の規定により行う応援は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を行うために必要な物資、機材及び車両の譲与又は貸付け
 - ア 被災者の救難、救護その他の保護
 - イ 医療
 - ウ 防疫
 - エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置
 - オ 被災市・町の公用又は公共用施設の応急的な復旧
- (2) 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬及び譲与
- (3) その他被災市・町から応援市・町に対し要請のあった事項
- (4) 職員を被災市・町において、前3号に規定する応援に従事させること。

（応援の要求の手続）

第3条 被災市・町は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市・町に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。

3 第1項の規定による応援を受けようとするときは、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにするものとする。

- (1) 災害による被害の状況
- (2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量
- (3) 前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数
- (4) 応援を受けたい期間
- (5) 応援の実施に係る場所及び当該場所までの経路

(6) その他応援を受けるに当たり必要な事項

4 前2項の規定によるもののほか、被災市・町が応援を求める際は、甲及び乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他必要事項を記載した書面を応援市・町に送付するものとする。

(応援の実施等)

第4条 応援市・町は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは、直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市・町は、応援の要求がない場合において、被災市・町に対し応援を行うべきであると認めたときは、必要と認めた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた応援市・町が応援を実施できない場合は、速やかに被災市・町にその旨を通知しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項の規定により被災市・町の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、被災市・町が負担することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市・町が負担するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市・町が負担するものとする。

4 応援に要する経費について前3項の規定により難しいときは、その都度甲及び乙が協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員が、その職務上負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合若しくは当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか、応援市・町の負担により行うものとする。

2 応援従事職員が、その職務上第三者に損害を与えた場合は、被災市・町が賠償の責務を負うものとする。ただし、その損害の原因となった事由が応援市・町と被災市・町の往復の途上において発生したものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定により被災市・町が賠償の責務を負う場合において、第三者から応援市・町に損害賠償の請求があり、応援市・町が損害賠償を行ったときは、被災市・町は、当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市・町に支払うものとする。

4 第2項ただし書の規定により応援市・町が賠償の責務を負う場合において、第三者から被災市・町に損害賠償の請求があり、被災市・町が損害賠償を行ったときは、応援市・町は、当該損害賠償の額に相当する額を被災市・町に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(補則)

第9条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月5日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市長

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番1号

軽井沢町長

2-25 災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士会佐久支部（以下「乙」という。）は、軽井沢町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、軽井沢町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に甲が使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定等（以下「判定等」という。）について、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、判定等を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（判定等の実施）

第3条 乙は、甲から判定等の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、判定等を実施するものとする。

2 乙は、震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき判定等を実施するものとする。

3 乙は、災害等の発生後、速やかに判定等を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、判定等に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を、甲に報告するものとする。

2 乙は、判定等に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、応急危険度判定制度に基づく、必要最小限の経費とする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費の積算単価は、災害時における実勢単価とする。

(損害補償)

第6条 乙は第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度により補償を受けるものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、第5条に規定する経費を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により経費の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、判定等の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(情報交換)

第10条 乙は、応急対策等の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）を予め定めるものとし、組織体制等を定めたとき又は変更したときは、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を、別に定める「連絡責任者届」により速やかに相手方に報告するものとし、変更があったときにおいても、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成29年1月25日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙 長野県佐久市跡部65番地1
一般社団法人長野県建築士会佐久支部
支部長

2-26 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社長野主管支店（以下「乙」という。）は、災害時等における救援物資の避難所等への配送及び緊急物資拠点の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、軽井沢町において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、被災者に救援物資の供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次の事項の協力を要請することができる。

- (1) 甲の管理する施設、甲が指定した物流集配拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への救援物資の配送
- (2) 甲の管理する施設及び甲が指定した物流集配拠点等の運営
- (3) 物流集配拠点の運営に必要な資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（活動報告）

第3条 乙は、前条の活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

- (1) 従事日、走行距離
- (2) 活用した車両、資機材等
- (3) 活動に要した経費
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等における適正な価格等を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（経費の請求等）

第5条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整等)

第6条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する担当部署を定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年5月8日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙 長野県長野市保穂中ノ配317番地1
ヤマト運輸株式会社 長野主管支店
主管支店長

2-27 災害時における相互協力に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー佐久営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「軽井沢区域」という。）で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、軽井沢区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議のうえ決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（協議会の設置）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため協議会を設置し、定期的な情報交換等を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲（乙）が故意又は過失により乙（甲）の施設等を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行う。
 - (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意又は過失がある場合は甲（乙）が賠償を行う。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

- 2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲：軽井沢町 総務課

乙：中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー 佐久営業所 契約課

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2018年12月19日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙 長野県佐久市跡部167-1
中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー
佐久営業所長

2-28 災害時における飲料水の供給に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が相互に協力して、住民生活の早期安定及び被災者支援を図るため、飲料水の迅速かつ円滑な供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において飲料水を必要とするときは、乙に対して飲料水の供給に係る協力を要請することができる。

（供給の範囲）

第3条 甲が、乙に供給協力を要請する飲料水の範囲は、要請時点で乙が調達し、供給が可能な飲料水とする。

（要請手続き）

第4条 第2条の要請は、必要とする飲料水名、数量、規格、引き渡し場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。（様式第1号）

（供給協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、飲料水の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により飲料水の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。（様式第2号）

（引き渡し等）

第6条 飲料水の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した飲料水の代金及び乙が行った運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ、速やかに決定するものとする。

3 甲は、前2項に係る請求が乙からあったときは、その内容を確認し、法令等の定める期限内に費用を乙に支払うものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、この協定締結に係る連絡責任者を、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても、速やかに相手方に報告するものとする(様式第3号)。

2 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制及び飲料水の供給に係る情報交換を行うものとし、その都度甲は、乙の災害対応型自動販売機の設置等について協議のうえ、災害時における飲料水の供給手段の多様化に努めるものとする。

(代理人)

第9条 乙は、次に掲げる者を代理人として選任し、協定締結後における協定に関する一切の事項を委任する。

長野県東御市加沢字原1406番地1

北陸コカ・コーラボトリング株式会社 東信支店 支店長

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 期間満了の日の2ヶ月前までに甲乙いずれからも文書による協定解消の申し出がない限り、期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

令和元年5月17日

甲) 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙) 長野県須坂市大字井上字砂田1700番地8
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
取締役長野地区本部長

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

救 援 物 資 有 償 提 供 要 請 書

北陸コカ・コーラボトリング株式会社
東信支店 支店長 様

軽井沢町長

印

災害時における救援物資提供に関する協定書第4条の規定により、飲料の有償提供を次の通り要請いたします。

○搬入日時 年 月 日
時 分

○搬入場所

○品名、数量等

品名	数量	備考

様式第2号（第5条第2項関係）

年 月 日

飲料水等供給報告書

（あて先） 軽井沢町長

北陸コカ・コーラボトリング株式会社
東信支店 支店長

印

供給した飲料水等の数量等を、「災害時における飲料水の供給に関する協定書」第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 供給実施内容

供給日	品目・内容	数量	供給先	引受者
月 日		個数・回数		
月 日		個数・回数		
月 日		個数・回数		
月 日		個数・回数		
月 日		個数・回数		

※品目・内容は飲料水等の規格、輸送費用は行を分けて記入

2 報告担当者

所属・氏名 連絡先 連絡事項

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

連絡責任者届

災害時における飲料水の供給に関する協定書第8条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

【軽井沢町】

担当部署名	連絡先			
	代表電話		FAX	
	専用電話		FAX	
	E-mail			
担当者 職・氏名	1			
	2			

【北陸コカ・コーラボトリング株式会社】

担当部署名	連絡先		
	電話		
	FAX		
	E-mail		
順	役職	氏名	緊急時連絡先
1			
2			
3			

※変更時は速やかに修正し報告する。

2-29 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）、長野三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、軽井沢町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く住民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、軽井沢町内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、

乙及び丙に提供するものとする。

- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和元年11月15日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙 長野県長野市大字東和田字居村南沖865番地1
長野三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役CEO

(様式1号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名	
代表	様

軽井沢町長

災害時における電動車両等の支援に関する軽井沢町と長野三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第3条第2項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 時 分
貸与を要請する理由	
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種類 規格 数量
貸与を必要とする場所	住所
貸与を必要とする期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長 様

(様式2号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

軽井沢町長

会社名 代表

災害時における電動車両等の支援に関する軽井沢町と長野三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第4条第2項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
貸与した電動車両等の種類、規格及び数量	種類 規格 数量
貸与した場所	住所
貸与の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長 様

(様式3号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

災害時における電動車両等の支援に関する軽井沢町と長野三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第12条の規定に基づき、次の通り報告します。

(年 月 日現在)

第一順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

2-30 災害に係る情報発信等に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、軽井沢町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が軽井沢町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、軽井沢町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、軽井沢町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の軽井沢町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、軽井沢町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甲が、軽井沢町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を

達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年1月15日

甲：長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

軽井沢町長

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役

2-31 感染症対策における支援協力に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と戸塚酒造株式会社（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策その他の感染症対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、感染症対策時において、甲の要請に基づき乙が実施する高濃度アルコール製品の製造、供給について、円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、感染症対策において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる必要物資の製造、供給を要請することができる。

(1) 感染予防上必要な手指消毒液等の物資の調達が困難な場合における代用品となる高濃度アルコール製品の製造

(2) 前号の高濃度アルコール製品の町民又は町内事業所への優先供給

2 協力要請は、必要とする数量、引き渡し場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙に対して口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、協力要請を受けたときは、甲に対し、要請事項を達成するため必要な範囲において協力を求めることができる。

（報告）

第3条 乙は、前条の要請により高濃度アルコール製品の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 甲は、前2項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、法令等の定める期限内に支払うものとする。

（変更及び解除）

第5条 甲及び乙は、協議により本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（協議）

第7条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲乙いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月10日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙 長野県佐久市岩村田752
戸塚酒造株式会社
代表取締役 十六代蔵元

様式第1号（第2条第2項関係）

年 月 日

高濃度アルコール製品有償提供要請書

戸塚酒造株式会社

代表取締役

様

軽井沢町長

感染症対策における支援協力に関する協定書第2条の規定に基づき、物資の有償提供を次の通り要請いたします。

○搬入日時 年 月 日
時 分

○搬入場所

○品名、数量等

品名	数量	備考

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

高濃度アルコール製品供給報告書

（あて先） 軽井沢町長

戸塚酒造株式会社

代表取締役

供給した高濃度アルコール製品の数量等を感染症対策における支援協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 供給実施内容

供給日	品目・内容	数量	供給先	引受者
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

2 報告担当者

所属・氏名 連絡先 連絡事項

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

連絡責任者届

感染症対策における支援協力に関する協定書第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

【軽井沢町】

担当部署名	連絡先			
	代表電話		F A X	
	専用電話		F A X	
	E-mail			
担当者 職・氏名	1			
	2			

【戸塚酒造株式会社】

担当部署名		連絡先	
		電話	
		F A X	
		E-mail	
順	役 職	氏 名	緊急時連絡先
1			
2			
3			

※変更時は速やかに修正

2-32 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と株式会社プリンスホテル（以下「乙」という。）は、乙の運営する軽井沢プリンスホテル（以下「本施設」という。）において、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）の発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、高齢者等特段の配慮が必要な方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、特段の配慮が必要な方の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

（要請する業務の範囲）

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、客室及び館内施設の稼働状況等、本施設の運営状況を鑑み、乙による対応が困難な場合は、甲乙協議のうえ業務の範囲を縮小する。

- (1) 乙が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

2 宿泊施設等への入所者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等（客室の清掃及びリネン類の交換並びに食事の運搬を含む）は、甲が当該宿泊施設等へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議のうえ定めるものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、客室及び館内施設の稼働状況等、本施設の運営状況を鑑み、対応が可能である範囲にて要請事項を実施するた

めの措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 履行の場所
- (2) 受入人数、提供部屋数、食事その他の履行内容
- (3) 履行の期日及び期間
- (4) その他必要な事項
(受入対象期間)

第5条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、客室及び館内施設の稼働状況等、本施設の運営状況を鑑み、乙による対応が困難な場合は、甲乙協議のうえ対象期間を短縮する。

(宿泊施設等への対象者の割振り)

第6条 宿泊施設等への対象者の割振りは甲が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害等の発生直前における乙の施設の使用に係る価格等を基準とし、甲乙協議のうえ速やかに定めるものとする。

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書（様式3）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

- (1) 氏名、性別及び年齢
- (2) 住所
- (3) 宿泊期間及び泊数
- (4) 金額
- (5) 対象者の要件
- (6) 特記事項

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、その内容を確認し、法令等の定める期限内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間・解除)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、本協定の有効期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、その後においても同様とする。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、本協定の履行に際し、その責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責を負う。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1部を保有する。

令和2年10月15日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
株式会社プリンスホテル
代表取締役

様式1 (第2条関係)

年 月 日

軽井沢プリンスホテル 様

軽井沢町長

協力要請書 (第 報)

災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 (課 係) 氏名 連絡先電話番号
電話、ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行場所	
履行期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

(注)備考欄には、受入れを依頼する避難者に関する留意事項(障がいの有無、種類など)等を記載すること。

様式2 (第4条関係)

年 月 日

軽井沢町長 様

軽井沢プリンスホテル

業務実施報告書

協力要請のあった業務の実施について、災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請日	年 月 日付け (第 報)
報告担当者	職名 氏名 連絡先電話番号
履行内容	
履行場所	
履行期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

(注) 履行内容欄には、受入人数及び役務の内容等を記載すること。

様式3 (第8条関係)

受入実績報告書

宿泊施設名	
担当者名	
TEL	
FAX	

No.	氏名	性別	年齢	住所	宿泊期間	泊数 A	1泊あたりの金額 (税抜き) B	消費税 C	入湯税 D	計 E (B+C+D)	利用金額合計 F (A×E)	対象者要件	特記事項
(例)	〇〇 〇〇	男	7 5	〇〇〇〇〇〇〇〇	6/20~6/22	3	7,000	700	0	7,700	23,100	高齢者	
	〇〇 〇〇	女	8 0	〇〇〇〇〇〇〇〇	6/21~6/22	2	7,000	700	200	7,900	15,800	基礎疾患あり	
	〇〇 〇〇	男	6 2	〇〇〇〇〇〇〇〇	6/21~6/22	2	7,000	700	200	7,900	15,800	上記の家族	
	〇〇 〇〇	女	2 8	〇〇〇〇〇〇〇〇	6/20~6/22	3	5,000	500	0	5,500	16,500	妊婦	
										利用額計	71,200		
1													
2													
3													
4													
5													
										利用額計			

2-33 大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定

軽井沢町（以下「甲」という。）、東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）及びしなの鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害の発生により、乙及び丙が運行する交通が遮断した場合及び甲の地域で災害が発生した場合における帰宅困難者対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定が適用される乙及び丙の駅は、軽井沢駅（以下「駅」という。）とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 大規模地震、台風、集中豪雨等の自然災害で、甚大な被害を及ぼす事象をいう。
- (2) 帰宅困難者 大規模災害により乙及び丙が運行する交通が遮断した場合または甲の地域で災害が発生した場合において、自分の家に帰ることができない者をいう。

（安全の確保）

第3条 甲、乙及び丙は、人命を守るために、安全を最優先に行動するものとする。

（避難誘導）

第4条 甲、乙及び丙は、大規模災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。

- (1) 乙及び丙は、必要と認めるときは、甲と協議のうえ甲が指定する別紙1に定める避難所等に帰宅困難者を誘導することができる。なお、大規模災害発生時の状況に応じ、別紙1に定める避難所等の他、甲が指定した施設へ帰宅困難者を誘導することができることとする。乙及び丙は、誘導を実施するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
 - (2) 乙及び丙は、前号の措置と並行して、管理する駅の構内の安全確認を行い、その結果、一時滞り場所として提供可能と判断した場合は、その旨を甲へ連絡するとともに、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れるものとする。
- 2 前項の対応に人員が必要な場合は、甲、乙及び丙が相互に協力して人員の配置に努めるものとする。

（情報共有）

第5条 甲、乙及び丙は、大規模災害により帰宅困難者が発生し、または発生するおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。

2 甲は、乙及び丙から帰宅困難者発生連絡を受けたときは、警察、消防及び関係機関等に情報を提供するものとする。

3 乙及び丙は、運行する交通の運転再開状況、その他必要な情報を甲及び帰宅困難者へ提供す

るものとする。

4 甲は、避難所等の開設状況やその他必要な情報を、乙及び丙、帰宅困難者へ提供するものとする。

5 甲、乙及び丙は、乙及び丙が運行する交通の遮断が解消され、駅を帰宅困難者の一時滞在场所として提供することを終了するまで、随時相互に連絡するものとする。

(施設の提供)

第6条 乙及び丙は、駅の安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を利用できるように努めるものとする。

(平常時の備え)

第7条 甲、乙及び丙は、大規模災害の発生に備え、相互の連絡窓口を、別紙2のとおり指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、避難所に変更があった場合は、これを乙及び丙に通知するものとする。

4 甲、乙及び丙は、大規模災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙及び丙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(協定有効期間)

第9条 本協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の翌日から更に一年間更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれに記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年12月11日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長

乙 長野県長野市栗田源田窪992番地6
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員長野支社長

丙 長野県上田市常田1-3-39
しなの鉄道株式会社
代表取締役社長

【別紙1】

甲が指定する避難所等		
名称	軽井沢町都市施設さわやかハット	
所在地	軽井沢町大字軽井沢1178番地1186	
	施設	収容人数 (目安)
1	コミュニティプラザ	20人
2	さわやかホール	30人
3	軽井沢駅南北自由通路	230人

※ 上記の他、状況に応じ甲が指定した施設へ帰宅困難者を誘導することができる

【別紙2】

相互の連絡窓口

<p>軽井沢町</p>	<p>東日本旅客鉄道株式会社 軽井沢駅</p>	<p>しなの鉄道株式会社 軽井沢駅</p>
<p>○連絡窓口 【平常時】 【緊急時】</p>	<p>○連絡窓口・電話番号</p>	<p>○連絡窓口・電話番号</p>

2-34 災害時等における対策支援に関する協定

軽井沢町（以下「甲」という。）、ユーグループ（以下「乙」という。）とは、軽井沢町内において災害対策基本法第2条第1号（昭和36年法律第223号）に規定する災害や大規模停電等が発生したとき（以下「災害時等」という。）における災害対策支援に関して次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は災害時等において、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、防災拠点や避難所の提供の他、災害対策車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても減災を目的とした電源供給機能付き車両の災害時等における有用性について広く町民に知らしめ、甲、乙が共に理解醸成に努めるものとする。

（一時避難施設としての施設提供）

第2条 乙は、災害が発生した場合、災害時における住民・滞在客（以下「帰宅困難者等」という。）の安全確保のため、一時避難施設として、利用可能かつ安全が確認された乙の施設を開放するものとする。

2 乙は、前項に基づき施設を開放する場合、利用可能な範囲で、次の事項について可能な限り支援を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者等の受入れ
- (2) 施設設備（トイレ、冷暖房等）の提供
- (3) 水、食料、ブランケット等の支援物資の提供
- (4) 周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者等に対する情報提供

3 乙が本条第1項に基づき開放する施設は、軽井沢町内の乙が所有するショールームとする。

（車輛の提供）

第3条 乙が甲に対して貸与する電源供給車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) ハイブリッド車（アクセサリーコンセント1,500W付き）
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、災害支援に必要な車輛等

（例：人員運搬車両、トラック、フォークリフト、レンタカー等）

（貸与の要請）

第4条 乙は、甲が災害時等における応急対策のため、乙が保有する電源供給車両等（第3条に規定する電源供給車両等をいう。以下同じ。）の貸与を要請した場合、乙が貸与することが可能な電源供給車両等を確認し、甲と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電源供給車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、業務に支障をきたさない範囲で、乙が保有する電源供給車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

(電源供給車両等の引渡し等)

第5条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電源供給車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電源供給車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電源供給車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第6条 電源供給車両等の貸与期間は、電源供給車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(電源供給車両等の返却)

第7条 乙が甲に貸与した電源供給車両等の返却時期及び返却場所については、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第8条 貸与期間中の電源供給車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)は、甲が負担する。

2 甲が乙の所有するレンタカーを使用する場合、その費用は発災直前における適正な価格を基礎として甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第9条 貸与期間中に生じた電源供給車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電源供給車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第10条 乙は、電源供給車両等の貸与に当たり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第11条 甲、乙は、この協定に基づく正当な費用について支払いの請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた電源供給車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、軽井沢町内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電源供給車両等を使用できなくなったときは、第15条第3項

の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電源供給車両等の管理)

第13条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電源供給車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電源供給車両等の情報提供)

第15条 乙は、甲から求められた場合は、災害時等に電力供給が可能な車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙から求められた場合は、貸与された電源供給車両等の使用状況に関する情報を、乙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電源供給車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第16条 甲、乙は、平時においても電源供給車両等の災害時等における有用性を広く町民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2カ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙をそれぞれ署名押印の上各1通を保有するものとする。

令和3年10月13日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

軽井沢町長

乙 長野県長野市南石堂町1326番地1

ユーグループ

(様式1号)

年 月 日

災害時における電源供給車両等の貸与要請書

団体・会社名	
代 表	様

軽井沢町長

災害時における電源供給車両等の支援に関する軽井沢町とユーグループとの協定第5条第2項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署
	氏名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電源供給車両等の種類・数量	種類
	数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式2号)

年 月 日

災害時における電源供給車両等の貸与報告書

軽井沢町長

団体・会社名

代 表

災害時における電源供給車両等の支援に関する軽井沢町とユーグループとの協定第6条第2項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署
	氏名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
電源供給車両等の種類・数量	種類
	数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式3号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

災害時における電源供給車両等の支援に関する軽井沢町とユーグループとの協定第15条の規定に基づき、次の通り報告します。

(年 月 日現在)

第一順位	部署	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
第二順位	部署	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
第三順位	部署	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

2-35 災害時における物資供給に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負

担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年 1月 11日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長 藤 卷 進

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

2-36 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

軽井沢町（以下「甲」という。）と長野県建設業協会佐久支部（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における甲が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務という」）に関して、乙に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、甲が管理する公共施設における被災箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、甲管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なときに限り、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

2 前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（連絡体制）

第5条 甲と乙は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 甲は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 甲は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、乙に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 甲は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、乙は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

（業務の実施）

第7条 乙から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものと

する。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を甲に報告するものとする。

(業務の指示)

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、甲が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、甲は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の報告)

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに甲及び乙に書面により報告するものとする。報告を口頭としたときは速やかに書面により報告の内容を示すものとする。

(請負契約)

第10条 甲と会員とは、軽井沢町財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整理するものとする。

(損害補償)

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 3月 7日

甲 軽井沢町

軽井沢町長

藤 卷 進

乙 長野県建設業協会佐久支部

支 部 長

唐 澤 正 幸

2-37 災害時等における自立型施設の賃貸借に関する協定

軽井沢町（以下「甲」という。）と株式会社マツザワ瓦店（以下、「乙」という。）、株式会社ライジングフィールド（以下「丙」という。）は、災害時等における自立型施設の賃貸借に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域において災害対策基本法第2条に規定する災害、その他危機事案が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における迅速な自立型施設の賃貸借を行うため、必要な手続等について定める。

（定義）

第2条 この協定において自立型施設とは、乙が環境省による二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を得て製造した自立型可動式ハウスをいう。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、応急対策に必要な自立型施設の賃貸借とする。

2 自立型施設の輸送に関する業務は、甲が別に要請する。

（要請手続等）

第4条 前条第1項の規定による協力の要請は、災害時等応援協力要請書（第1号様式）をもつて行うものとする。

ただし、当該協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに当該協力要請書を乙に送付するものとする。

（協力）

第5条 乙並びに丙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、輸送事業者の紹介その他、可能な限り甲に協力するものとする。

（管理）

第6条 甲は、乙から引き渡された自立型施設を、善良な管理者の注意をもってこれを使用し、管理するものとする。

（実施状況の報告）

第7条 乙は、要請事項の実施状況を毎月末日で締め切り、災害時等要請業務実施報告書（第2号様式）により文書で甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第8条 第4条の規定により実施された賃貸借の費用は、甲が負担するものとする。

2 賃貸借の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

（費用の請求及び支払）

第9条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、毎月末日で締め切り、甲の指定する方法により請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に、乙が指定する支払先に支払うものとする。

(業務の終了)

第10条 甲に対する協力を要しなくなったとき、又は自立型施設が使用できなくなった場合には、これによって業務を終了する。この場合、甲は書面若しくは協議により、乙に対し事前に業務終了を伝えるものとする。

(損害賠償)

第11条 甲は、故意、過失又は善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用により自立型施設を損耗又は毀損したときは、乙の請求するところにより、その損害を賠償し、又は現状に回復しなければならない。

また、その賠償額、支払期日及び支払方法は、甲及び乙の間で協議して定める。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、第3条第2項の規定により甲が要請した輸送事業者とともに、この協定に基づく要請事項が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練等への参加)

第13条 乙並びに丙は、この協定に基づく要請事項が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第15条 この協定の有効期間は、協定が成立した日から翌年の3月31日までとする。

ただし、有効期限の満了の日までに、甲若しくは乙または丙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙丙の合意により条件を変更した場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙各者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月3日

甲 長野県軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長 土屋 三千夫

乙 愛知県名古屋市中川区横堀町3-32
株式会社マツザワ瓦店
代表取締役 松澤 考宏

丙 長野県北佐久郡軽井沢町長倉2129
株式会社ライジングフィールド
代表取締役 森 和成

第1号様式

番 号
年 月 日

災害時等応援協力要請書

乙の代表者 様

軽井沢町（職 名）

災害時等における自立型施設の賃貸借に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 職 名、氏 名 及 び 電 話 番 号	職 名	
	氏 名	
	電話番号	
電話・ファクシミリ 等による要請日時	年 月 日 () 時 分頃	
賃借する数量		
履行の場所		
賃貸借期間	(自) 年 月 日 () (至) 年 月 日 ()	
備 考		

第2号様式

番 号
年 月 日

災害時等要請業務実施報告書（月分）

軽井沢町（職 名） 殿

乙の代表者

災害時等における自立型施設の賃貸借に関する協定第7条の規定に基づき、次のとおり完了しましたので報告します。

要 請 担 当 者 職 名 、 氏 名 及 び 電 話 番 号	職 名	
	氏 名	
	電話番号	
電話・ファクシミリ 等による要請日時	年 月 日 () 時 分頃	
賃 貸 し た 数 量		
履 行 の 場 所		
従 事 人 員		
賃 貸 借 期 間	(自) 年 月 日 () (至) 年 月 日 ()	
備 考		

2-38 災害等発生時における支援を必要とする児童の受け入れに関する協定

軽井沢町（以下「甲」という。）と社会福祉法人法延会児童養護施設軽井沢学園（以下「乙」という。）は、軽井沢町内において地震・風水害その他の災害等の発生時における支援を必要とする児童の受け入れについて次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、町内に住所を有する18歳未満の児童（以下「児童」という。）で、当該児童の保護者が災害の発生等により養育が一時的に困難になった際の受け入れにあたり必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、保護者による養育が一時的に困難になった児童の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 保護者の住所・氏名・緊急連絡先
- (2) 対象児童の氏名・生年月日・年齢
- (3) 期間
- (4) 受け入れを必要とする理由
- (5) 市町村民税の課税状況・生活保護受給の有無
- (6) 特記事項（アレルギー・服薬等の受け入れにあたって配慮を要するもの）

（実施）

第3条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、対応が可能である範囲において要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

（受入実績の報告）

第4条 乙は災害による混乱が沈静化し業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書（様式2）を甲に提出するものとする。

- (1) 受入れ人数・内訳
- (2) 履行の期日及び期間
- (3) その他必要な事項

（連絡窓口）

第5条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、この協定の履行に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。この協定の終

了後又は解除後においても同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間・解除)

第8条 この有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、本協定の有効期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1部を保有する。

令和5年3月22日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

軽井沢町長 土屋 三千夫

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1422

社会福祉法人法延会 児童養護施設軽井沢学園

学園長 小宮山 英一

(様式第1号)

協力要請書

年 月 日

児童養護施設 軽井沢学園
学園長 様

軽井沢町長

下記のとおり児童の受け入れを要請します。

保護者氏名		年齢		児童との続柄	
保護者住所			電話		
児童名		性別		生年月日 (年齢)	(歳)
					(歳)
					(歳)
					(歳)
					(歳)
期 間					
緊急連絡先		続柄		電話番号	
受入を必要とする理由					
特記事項					

様式2 (第4条関係)

年 月 日

軽井沢町長 様

社会福祉法人

児童養護施設軽井沢学園

受入実績報告書

要請のあった児童の受け入れについて、災害時等発生時における支援を必要とする児童の受け入れに関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請日	年 月 日
報告担当者	職名 氏名 連絡先電話番号
受入人数	
児童名	履行の期日及び期間
	受入日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
	受入日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
	受入日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
	受入日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

2-39 災害時における相互協力に関する協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「軽井沢町区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、軽井沢町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月6日

- 甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町長 土屋 三千夫
- 乙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 茂谷 浩子